

議案第36号

磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定するものとする。

令和8年2月16日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例

磐田市立学校の施設開放に関する条例（平成17年磐田市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1号を加える。

(4) 使用団体が、空調設備を使用しなかったとき。

別表(ア)開放施設の範囲、開放時間及び施設使用料の表のうち運動場の項中「・大藤小学校・向笠小学校」及び「・岩田小学校」を削り、「磐田第一中学校」を「向陽小学校・磐田第一中学校」に改め、同表備考1中「午前及び午後の区分」を「午前、午後及び夜間の区分」に改め、別表(イ)照明設備使用料の備考を次のように改める。

備考

早朝、午前、午後及び夜間の区分を通じて使用する場合の使用料は、各区分の合計額とする。

別表に次のように加える。

(ウ) 空調設備使用料

(単位：円)

施設名		早朝	午前	午後	夜間
		午前 5 時から 午前 7 時まで	午前 8 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時 45 分から 午後 9 時まで
体育館 1面当 たり	磐田北小学校・磐 田中部小学校・磐 田西小学校・磐田 南小学校・東部小 学校・長野小学 校・田原小学校・ 富士見小学校・福	＼	900	900	510

田小学校・豊浜小学校・竜洋東小学校・竜洋西小学校・竜洋北小学校・豊田南小学校・青城小学校・豊田東小学校・豊岡南小学校・豊岡北小学校・磐田第一中学校・城山中学校・神明中学校・南部中学校・福田中学校・竜洋中学校・豊田中学校・豊田南中学校・豊岡中学校				
向陽小学校	＼	1, 4 4 0	1, 4 4 0	8 1 0
豊田北部小学校・向陽中学校・豊田中学校	＼	3, 9 9 0	3, 9 9 0	2, 2 4 0

備考

午前、午後及び夜間の区分を通して使用する場合の使用料は、各区分の合計額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例（以下「新条例」という。）第12条及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。

(準備行為)

- 3 新条例第12条及び別表に規定する空調設備を使用するために必要な使用許可及び使用料の納付は、施行日前においても、磐田市立学校の施設開放に関する条例第5条及び第10条の規定の例により行うことができる。

現行						改正案					
	部中学校・竜洋中学校						部中学校・竜洋中学校				
	福田小学校・豊浜小学校・福田中学校・豊岡南小学校・豊岡北小学校	\	0	0	\		福田小学校・豊浜小学校・福田中学校・豊岡南小学校・豊岡北小学校	\	0	0	\
	豊田北部小学校・豊田南小学校・青城小学校・豊田東小学校・豊田中学校・豊田南中学校・豊岡中学校	\	0	0	0		豊田北部小学校・豊田南小学校・青城小学校・豊田東小学校・豊田中学校・豊田南中学校・豊岡中学校	\	0	0	0
略						略					
備考						備考					
1 <u>午前及び午後の区分</u> を通して使用する場合の使用料は、各区分の合計額とし、開放時間は、各区分間を含むものとする。						1 <u>午前、午後及び夜間の区分</u> を通じて使用する場合の使用料は、各区分の合計額とし、開放時間は、各区分間を含むものとする。					
2 略						2 略					
(イ) 照明設備使用料						(イ) 照明設備使用料					
略						略					
備考						備考					
<u>午前及び午後の区分</u> を通して使用する場合の使用料は、各区分の合計額とする。						<u>早朝、午前、午後及び夜間の区分</u> を通じて使用する場合の使用料は、各区分の合計額とする。					
(追加)						<u>(ウ) 空調設備使用料</u> (単位：円)					
	施設名	<u>早朝</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>		<u>早朝</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>	
		<u>午前 5 時から午前 7 時まで</u>	<u>午前 8 時から正午まで</u>	<u>午後 1 時から午後 5 時まで</u>	<u>午後 6 時から午後 9 時まで</u>						
体育館 1 面当	磐田北小学校・磐田中部小学校・	\	900	900	510						

現行	改正案					
	たり	<u>磐田西小学校</u> ・ <u>磐田南小学校</u> ・ <u>東部小学校</u> ・ <u>長野小学校</u> ・ <u>田原小学校</u> ・ <u>富士見小学校</u> ・ <u>福田小学校</u> ・ <u>豊浜小学校</u> ・ <u>竜洋東小学校</u> ・ <u>竜洋西小学校</u> ・ <u>竜洋北小学校</u> ・ <u>豊田南小学校</u> ・ <u>青城小学校</u> ・ <u>豊田東小学校</u> ・ <u>豊岡南小学校</u> ・ <u>豊岡北小学校</u> ・ <u>磐田第一中学校</u> ・ <u>城山中学校</u> ・ <u>神明中学校</u> ・ <u>南部中学校</u> ・ <u>福田中学校</u> ・ <u>竜洋中</u>				

現行	改正案				
	<u>学校・豊田 中学校・豊 田南中 学校・豊岡中 学校</u>				
	<u>向陽小学校</u>	<u>∟</u>	<u>1,440</u>	<u>1,440</u>	<u>810</u>
	<u>豊田北部小 学校・向陽 中学校・豊 田中学校</u>	<u>∟</u>	<u>3,990</u>	<u>3,990</u>	<u>2,240</u>
	<u>備考</u> <u>午前、午後及び夜間の区分を通して使用する場合の使用料は、各区分の合計額とする。</u>				

磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正（制定）の趣旨

令和7年度より3か年の計画で設置予定の市内小中学校体育館の空調機器について、設置を終了した施設から学校体育施設利用団体に開放します。

このことに伴い、「使用料の見直しに関する基本方針（財政課）」に則り、受益者負担として使用料を徴収します。

2 改正（制定）の要旨

使用料の金額については、既に使用料を徴収している照明設備使用料と同様に算出します。

バレーボールコート1面当たり

使用区分	午前	午後	夜間
使用時間	4	4	2.25
スポットバズーカ	900	900	510
マルチエアコン（GHP）	3,990	3,990	2,240
マルチエアコン（EHP）	1,440	1,440	810

※設置する機器の電力・ガス使用量に応じて、実費で使用料を設定します。

（参考）

設置機器	平均使用電力量	設置校数（予定）
スポットバズーカ	8.76kw	26校46面
マルチエアコン GHP	4.33kw+ガス 3~7 m ³ /h	3校6面
マルチエアコン EHP	14kw	1校2面

3 施行期日

令和8年6月1日 設置が済んだ学校から順次